

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第66条の2
処分の概要	漁業協同組合の設立の認可の取消し
法令の定め	組合が第63条(設立の認可の申請)第1項の認可があった日から90日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。
処分基準	組合の登記の目処、組合が未成立のまま継続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第 86 条第 3 項
処分の概要	漁業生産組合の設立の認可の取消し
法令の定め	第 66 条の 2 を準用
処分基準	組合の登記の目処、組合が未成立のまま永続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第92条第4項
処分の概要	漁業協同組合連合会の設立の認可の取消し
法令の定め	第66条の2を準用
処分基準	漁連の登記の目処、組合が未成立のまま継続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第96条第4項
処分の概要	水産加工業協同組合の設立の認可の取消し
法令の定め	第66条の2を準用
処分基準	加工協の登記の目処、組合が未成立のまま永続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第100条第4項
処分の概要	水産加工業協同組合連合会の設立の認可の取消し
法令の定め	第66条の2を準用
処分基準	加工連の登記の目処、組合が未成立のまま継続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第100条の8第4項
処分の概要	共済水産業協同組合連合会の設立の認可の取消し
法令の定め	第66条の2を準用
処分基準	共水連の登記の目処、組合が未成立のまま永続し不安定な状態となつたときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第122条第1項
処分の概要	法令遵守等に関する報告徴求命令
法令の定め	行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第123条の2第1項
処分の概要	信用事業・共済事業に関する財務改善計画の提出及び変更命令
法令の定め	行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等の財産の状況によって必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、または提出された改善計画の変更を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第123条の2第2項
処分の概要	信用事業・共済事業に関する業務停止、執行方法等の変更等の命令
法令の定め	行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号、第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第 124 条第 1 項
処分の概要	法令等の違反に対する措置命令
法令の定め	行政庁は、第 122 条(報告の徴収)の規定による報告を徴した場合又は第 123 条(業務又は会計状況の検査)の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第124条第2項
処分の概要	業務停止、役員改選命令
法令の定め	組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第124条第3項
処分の概要	信用事業規程又は共済規程の認可の取消し
法令の定め	行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第11条の4第1項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項（第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第124条の2第1項
処分の概要	組合の解散命令
法令の定め	左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。 一 組合が、法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なったとき。 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 四 漁業生産組合が第80条、第81条(組合の事業と組合員との関係)又は第82条第2項の規定に違反するとき。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第125条第1項
処分の概要	総会決議、選挙、当選の取消し
法令の定め	組合員(第18条(組合員たる資格)第5項の規定による組合員及び第88条第3号若しくは第4号、第98条第2号又は第100条の5(会員たる資格)第3号若しくは第4号の規定による会員を除く。)が総組合員(第18条第5項の規定による組合員及び第88条第3号若しくは第4号、第98条第2号又は第100条の5第3号若しくは第4号の規定による会員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任。

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第125条第2項
処分の概要	創立総会における決議、選挙、当選の取消し
法令の定め	前項の規定は、創立総会の場合にこれを準用する。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第126条
処分の概要	専用契約の取消
法令の定め	行政庁は、第24条(専用契約)第1項(第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項及び第100条の8(準用規定)第2項において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	水産業協同組合法
根拠条項	第126条の3第1項
処分の概要	認可等の付した条件の変更(不利益となる場合)
法令の定め	この法律の規定による認可、許可又は承認(次項において「許認可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
処分基準	なし (事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	総合振興局等の所管区域を地区とする組合(2以上の総合振興局等の所管区域を地区とする組合を除く。)に対しては総合振興局長等に権限を委任 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第83条第1項
処分の概要	貯金の払い戻しの停止の恐れがある農水産業協同組合等に対する業務及び財産の管理を命ずる処分
法令の定め	<p>都道府県知事（この項に規定する処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第4項（次条第2項において準用する場合を含む。）、第5項、同条第1項、第85条第2項から第4項まで、第87条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第88条、第92条第1項及び第96条において同じ。）は、農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当該農水産業協同組合の業務（第2条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる者にあつては、信用事業に係るものに限る。次号において同じ。）の運営が著しく不適切であること。2. 当該農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該農水産業協同組合が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第 83 条第 2 項
処分の概要	債務の完済が困難な農水産業協同組合等に対する管理を命ずる処分
法令の定め	都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第85条第3項
処分の概要	管理人の解任
法令の定め	都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により管理人を選任した後においても、更に管理人を選任し、又は管理人が被管理農水産業協同組合の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、管理人を解任することができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第 118 条
処分の概要	農水産業協同組合への監督上の措置命令
法令の定め	主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-216)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	漁船損害等補償法
根拠条項	第 86 条第 1 項
処分の概要	漁船保険団体への必要措置命令
法令の定め	農林水産大臣は、第八十四条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行つた場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは保険約款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員解職、事業の停止、定款又は保険約款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	漁業災害補償法
根拠条項	第72条
処分の概要	漁業共済団体への必要措置命令
法令の定め	農林水産大臣は、第六十八条の規定により報告を徴した場合又は第六十九条から前条までの規定により検査を行なった場合において、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反すると認めるときは、当該漁業共済団体又は当該受託者に事務を委託した漁業共済団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	なし (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-207)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-207)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	漁業災害補償法
根拠条項	第 73 条
処分の概要	業務執行方法の変更等必要な命令
法令の定め	農林水産大臣は、前条の規定によるほか、漁業共済事業又は漁業再共済事業を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、漁業共済団体に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	なし (処分実績がない。)
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)
問い合わせ先	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-212)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令
根拠条項	第3条第3項
処分の概要	改善計画の(変更)認定の取消
法令の定め	農林水産大臣又は都道府県知事は、法第4条第1項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が当該認定に係る改善計画(第1項の規定により当該改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の改善計画)に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置が実施されていないなど、漁業者又は漁業協同組合等が改善計画に従って漁業経営の改善の措置を行っていないと認められるときは認定を取り消すことができる。 ただし、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により目標が達成できない場合もあることから、計画どおりに「付加生産額」又は「従業員一人当たりの付加生産額」が増加していないことのみを理由として、計画認定の取消しを行うことはしない。
処分担当課	水産林務部水産局水産経営課組合・金融グループ(電話番号:28-207)
問い合わせ先	各総合振興局、振興局産業振興部水産課 (電話番号:)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月 1日作成)

法令名	輸出水産業の振興に関する法律
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	輸出水産業の事業場登録の取消等
法令の定め	都道府県知事は、第3条第1項の(事業場の)登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
処分基準	未設定 (処分実績がない又は将来的に見込みのないもの)
処分担当課	水産林務部水産局 水産経営課水産食品振興グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-231))
問い合わせ先	各総合振興局、振興局産業振興部水産課漁政係 (電話番号:)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 25年10月 1日作成)

法令名	輸出水産業の振興に関する法律
根拠条項	第4条第2項
処分の概要	基準不適合事業場への措置命令
法令の定め	都道府県知事は、第3条第1項の（事業場の）登録に係る事業場が第3条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定 (処分実績がない又は将来的に見込みのないもの)
処分担当課	水産林務部水産局 水産経営課水産食品振興グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-231))
問い合わせ先	各総合振興局、振興局産業振興部水産課漁政係 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/SHINNSAKIJUN.htm